

桜の花ことばは、五穀豊穡を予祝する神の木ともいわれます。

INDEX

- ◆ 税理士三瀬のコラム～希望ある共生～
- ◆ 120年ぶり民法改正
- ◆ お客様紹介 株式会社 ホテルサンルート奈良 新生「ホテル尾花」へ
- ◆ 新人紹介 & お知らせとお願い

『希望ある共生』

コロナウイルスの感染増加が止まらない。今、先の見えない不安の中で、改めてウイルスについて考えてみたいと思います。

20世紀初頭から、エボラ出血熱や後天性免疫不全症候群(AIDS)など新興感染症が発見され、21世紀に入ってから重症急性呼吸器症候群(SARS)など致死性を伴う感染症の流行が後を絶ちません。そして、今の新型コロナウイルスの存在。その意味では、ウイルスは人間にとって「敵」以外にありません。さらに、マスコミ報道は、ウイルスに対する恐怖や不安を煽るのみに終始しているような気がします。一方、人類の進化を考えると、ウイルスの存在なしに語ることはできないということも事実です。「破壊する創造者(邦題)」フランク・ライアンの著作にはウイルスに対して含蓄ある見解を説明しています。長文になりますが、一説を抜粋して紹介します。

『あなたが今、街を歩いているとする。自分では一人で歩いている、と思っているかもしれないが、実は常に無数の仲間たちとともに歩いているのだ。無数のウイルスたちと。ウイルスたちは、常に人間とともに生きている。時には人間に害を及ぼし、死に至らしめることもあるウイルスだが、そのウイルスの存在なしに人間は行けていけないようだ。そして、そもそもウイルスがいなければ人間という生物が生まれることもなかったかもしれない。まさに「破壊する創造者」である。文字通り、破壊もすれば創造もする。ウイルスが破壊者になるか創造者になるかは、宿主となる生物との相互作用で決まるから、なかなか予測できない。生物は皆、そんなウイルスと「共生」している。』

新型コロナウイルスだけを見れば、ウイルスの存在自体が、恐れおののく存在に見えるかもしれませんが。ただ、人類の進化というマクロ的な視点で考えれば、脅威あるウイルスであっても欠かすことはできないということかもしれません。まさに「共生」。法然上人のことばを借りれば、「ともいき」ということです。「共生(ともいき)」とは、単にこのいまの世での生きものとの共生ということだけでなく、もう一つ大切なことが含まれています。それは過去から未来へつながっている「いのち」との共生ということです。

今の危機的な状況を考えると、どうしても、あらゆるものに対して疑心暗鬼の感情がうまれてきます。「共生(ともいき)」は、過度な恐怖よりも「いのち」のつながりを実感することの方が大切ですと教えてくれているような気がします。それを別の言葉で表現すると「感謝」ではないかと。今、こうして生きている、仕事ができる、家族と過ごすことができる、旅行ができる、スポーツを楽しむことができる。当たり前だと思っていることが決して当たり前ではないと知って、そのありがたみを知る。その上で、今できること、やるべきことにフォーカスする。普段からの生活習慣、予防はもちろんですが、私共の立場から言えば、新型コロナウイルスの影響に対する税務情報を提供する。例えば、特例融資の件、納税猶予に関する情報をその都度、お伝えしたいと思います。

今こそ、「有難し」あることが奇跡であることを感謝し、前向きにこの困難な時期を一丸となって乗り越えていけば、また新しい進化がうまれると信じます。

税理士 三瀬 義男

120年ぶりの民法改正！

～経営者に影響する内容をイラストを交えてわかりやすく解説します～

瑕疵担保責任

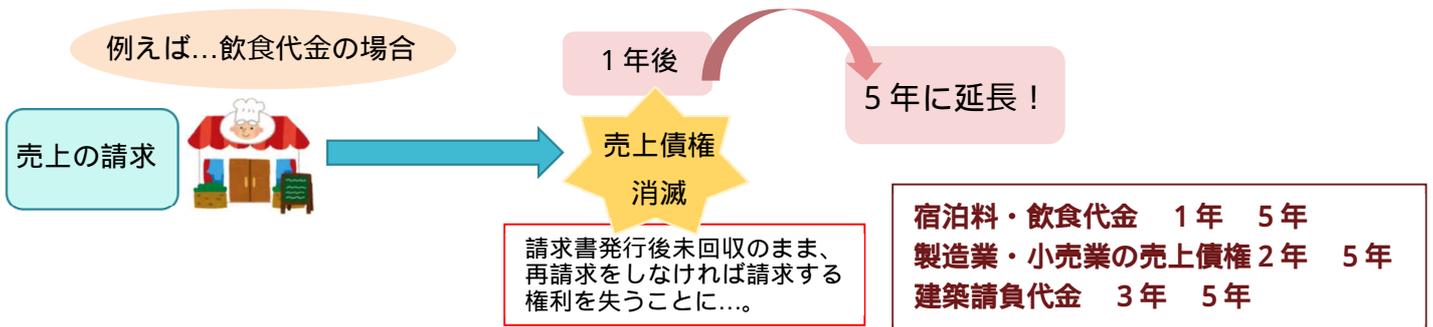
売買や請負における瑕疵担保責任ですが、改正後は曖昧であった「瑕疵」という表現から「契約不適合」に変更されます。また、**買主は履行の追完（目的物の補修・代替物の引き渡し 又は不足分の引き渡し）の請求や損害賠償請求、契約の解除、代金減額請求ができることが明文化され、要件も含めて明確になりました。**



例) 新築だと思って購入したのに傷があったので売主に代金減額請求をした

消滅時効

これまで債権の種類によって期間も様々でしたが、改正後はすべての債権に関して消滅時効が統一されます。そして、「権利を行使することができる時から10年」という従来の原則的時効期間に加えて、「**権利を行使できると知った時から5年**」という規定が設けられ、**いずれか早い方の経過によって時効が完成します。**これにより、業種別に設けられていた売上債権短期消滅時効の期間は長くなります。



保証債務（借金をしている人が返済できなくなった時、保証人が代わりに債務を負うこと）

改正民法では、債務者が保証人と保証契約を結ぶ際に、保証人の意思確認として、契約日からさかのぼって1ヶ月以内に書かれた公正証書が必要となります。また、**個人保証人の保護の観点から、契約を結ぶ際に債務者は自らの財産や債務額、履行状況を保証人に公開する義務を課されます。**



法定利率

契約時に当事者間で金利を定められなかった場合に適用される法定利率ですが、改正により現行の民事法定利率が年5%から年3%に引き下げられ、商事法定利率の年6%も廃止され同じく3%になります。また、3年ごとに法定利率の見直しがあります。

契約書に記載されている遅延損害金は（定めがなければ）法定利率に基づき算出されます。

法定利率の変動に備え、今後は遅延損害金の利率を契約書に明記しておくこと事務処理が煩わしくありません。



～お客様紹介～

奈良の世界遺産を満喫できる宿

ホテル尾花 (旧ホテルサンルート奈良)



来る、6月1日に屋号を「ホテルサンルート奈良」から「ホテル尾花」へ変更し、新たなスタートを切られます
株式会社 ホテルサンルート奈良 代表取締役 中野聖子 様に 職員 藤谷が直接インタビューしました！

藤谷 : ホテルの前は何をされていましたか？

中野 : 今のホテルの場所(奈良市高畑町)で、大正9年に曾祖父が芝居小屋「尾花座」を購入し、映画館として「尾花劇場」の興行を開始、父である現会長 中野重宏が引き継ぎ、経営しておりました。

藤谷 : 映画館を辞めてホテルを開業することとなったキッカケは？

中野 : 昭和39年の東京オリンピックを機に家庭にテレビが普及したことで、外で映画を見る機会が少なくなりました。その後さらに追い打ちで、消防法の規制が強化され設備投資が必要となった時に、銀行に融資を頼みに行きましたが、融資を受けられなかったこともあり、映画に将来性が乏しいと判断した現会長がこの土地柄を生かせることを考えた時、ホテル経営を思いつきました。その後、ホテルを建てる時も大変で、風致の高さ制限など問題だらけの中、昭和56年3月に開業することができました。

藤谷 : ホテルの魅力はどんなところにありますか？

中野 : ホテル北側の部屋から見える興福寺の五重の塔ですね。
朝起きてカーテンを開けて五重塔があると、「奈良に来た！」と感じられると思います。

藤谷 : 屋号を「ホテル尾花」にした決め手は？

中野 : 元々ここに尾花谷川という川が流れていたということもあり、その地の地名に戻そうと考えていました。曾祖父が建てた「尾花劇場」の前身である、芝居小屋「尾花座」の時の屋号もきっとそうやって決めたのではないかと、とも思っています。

藤谷 : 昨年公開の映画「カツベン！」に協力されましたね

中野 : 劇中に出てくる青木館(映画館)のモデルの一つになりました。映画のADと名乗る方が、父(会長・中野重宏氏)の半生を書いた書籍を買いに来てくださり、その後ご縁もあり映画のモデルにして頂きました。

我が家に残ってる当時の写真と見比べても、忠実に再現されています。

藤谷 : 奈良のおすすめスポットはどこでしょうか

中野 : ・ならまちセンター4F 図書館から見る若草山焼き
・二月堂から見る夕陽
・そしてこれは想像ですが、南都銀行本店の屋上から見る中金堂、五重塔など奈良の景色を一望できるあの場所は最高だろうと思います...！

藤谷 : ありがとうございました。

担当者藤谷からひとこと

ビジネスや観光で利用頂いているお客様の他にも、毎年必ずお水取りの時期に泊まって下さる方などいらっしゃることで、奈良のコアなファンにも楽しんでいただけるホテルを目指されています。

社長様の奈良に対する思いはインタビュー中もひしひしと伝わり、奈良の歴史や楽しみ方など興味深い話ばかりでした。奈良のおすすめホテルの一つに加えていただき、社長様とお話された際には、さらなる隠れスポットを聞いてみて下さい。



ホテルの前身である尾花劇場

「カツベン！」

監督・周防正行 主演・成田凌
無声映画時代に活躍した活動弁士が主役の、アクションあり、笑いあり、涙ありの物語で、かつて奈良市中心部にあった映画館「尾花劇場」がモデルの一つになっています。

6月1日から
ホテル尾花へ



ホテルサンルート奈良

〒630-8301 奈良県奈良市高畑町 1110
TEL : 0742-22-5151



古都奈良の中心に位置し、奈良観光の定番スポット
五重塔から徒歩3分、近鉄奈良駅から徒歩8分と、
立地抜群です。ならまちの探索にもぴったり。

ホームページ始め、instagram等SNSでも
情報発信されていますが、素敵な写真ばかり
です！



新入社員を紹介します

よろしくお願いいたします。



皆さま、はじめまして。令和2年1月に入社いたしました、
札辻健太と申します。

珍しい名字ですが、由来は江戸時代を中心に法令等を知らせる
方法であった「高札」が立てられた「辻（交差点）」＝「札の辻」に
あるようです。

スポーツが好きで学生時代は野球・アーチェリーをしておりました。
長らく競技からは離れておりますが、最近の運動不足を解消するため
近々アーチェリーを再開する予定です。

前職は金融機関に勤めておりましたが、縁あって税理士法人あおばでお世話になる
ことになりました。これまでの経験に加え、税務に関する力を身につけ、皆さまのお役
に立てるよう頑張ってお参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。



札辻 健太

「雇用調整助成金」を活用しましょう

コロナウイルス感染症に
負けるな！



「雇用調整助成金」は、コロナウイルス感染症の影響により、
**生産性指標（売上や生産量）が落ち込んだけど、従業員を解雇せずに頑張る事業
所様に給付される助成金です。**

この助成金は、毎月、計画届及び支給申請書の提出が続きます。また、後日
助成金が出るとはいえ従業員に支給する給与はいったん全額を会社が負担する
ことになり、資金繰りへの影響が大きいので、**自計化していただくことが大事だ**
と考えています。

そこで、あおばグループでは、**顧問先の皆様**がご自分で支給申請を
していただけるように「**支給申請キット**」をご用意いたしました。
お申込みのお客様にはWEBでの面談・電話での相談（要予約）も
可能です。

詳細は同封のパンフレットをご覧ください。

あおば総合社労士事務所 中川 悦



税理士法人 あおば 発行責任者 南 谷 正 仁

本 店 〒632-0071 天理市田井庄町 528
TEL 0743-63-2361 FAX 0743-63-6223

大阪事務所 〒550-0012 大阪市西区立売堀 1 - 1 - 1 立売堀 1 番館 4 階
TEL 06-6541-6790 FAX 06-6541-6789
URL <http://www.aoba-atm.com> E-mail info@aoba-atm.com

